

令和7年度上手な医療のかかり方等広報業務仕様書

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和7年度 上手な医療のかかり方等広報業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度上手な医療のかかり方等広報業務

2 業務の目的

病気やけがをしたときに、症状に合った医療機関の選択や相談窓口の利用ができるよう、長野県内の医療に関する情報を県民等に認知してもらう。

3 委託期間

契約日から令和8年（2026 年）3月20日（金）まで

4 業務内容

（1）対象地域

長野県内

（2）業務の内容

ア 業務の概要

上手な医療のかかり方等に関する広報

（広報内容例は以下のとおり）

- ・ かかりつけ医を持つこと
- ・ コンビニ受診や安易に救急車を利用しないこと
- ・ 医療機関の役割分担を踏まえた受診・転院への理解
- ・ 人生会議（ACP）の実施
- ・ 長野県の医療の現状・窮状

イ 業務内容

上記アの実施に係る業務（企画・構成・演出・撮影・編集・印刷・配送等）

（3）業務の仕様

（業務の仕様例は以下のとおり）

（ア）メディアの制作

- ・ チラシ・ポスター・Web サイト等の制作

（イ）プロモーション活動

- ・ Web 広告による広報等

（ウ）広告効果の分析

(4) その他

- ア 人物が被写体となる写真を使用する場合や出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては、受託者において行うこと。
- イ 業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、成果物を添えて委託者に提出すること。

5 成果物

- ア 広報啓発の実施・実績を証明する証拠書類等及び制作した各種媒体の広報・広告素材に係る電子データ一式
 - ※県ホームページ等での掲載等、委託者が二次的に利用可能なデータにより納品すること。
- イ Web 広告の効果検証結果（レポート）

6 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

7 疑義について

仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

8 その他留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に使用しないこと。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権、利用権等、その他一切の権利は長野県に帰属するものとする。

また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物等を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関しては必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の定めなく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。